

桑名市議会

全員協議会資料

平成23年11月14日

資料 1

- (1) 最低制限価格制度について

最低制限価格制度について

見直し前（現制度）

○最低制限価格（事後公表）、予定価格（事前公表）

最低制限価格の算定方法：中央公契連モデルにて算出した価格を最低制限価格とする。

○現制度の課題

- ・最低制限価格について業者から職員への接触が懸念される。
- ・くじ引きによる落札候補者の決定が多く競争性が確保されていない。

注：(4)の自治体
中央公契連モデルは、資機材等の市場価格や工事品質の確保を踏まえ、国交省が中心となり平成20年度に策定した最低制限価格(調査基準価格)の算出式である。

(中央公契連モデルの例)

土木工事 直接工事費*0.95+共通仮設費*0.9+現場管理費*0.6+一般管理費*0.3

建築工事 直接工事費*0.90*0.95+共通仮設費*0.9+(直接工事費*0.1+現場管理費)*0.6+一般管理費*0.3

見直しのポイント

○全国の自治体で採用されている中央公契連モデルを基本とした制度の構築が望ましい。

○制度見直しの趣旨を踏まえ、下記事項に重点を置いた。

- 1) 情報漏洩の防止（再重要）
- 2) 積算能力の向上
- 3) 競争性の確保
- 4) くじ引きの有無 など

見直し後

○最低制限価格（変動型）、予定価格（事前公表）

最低制限価格の算定方法：中央公契連モデルにて算出した価格以上、予定価格の範囲内で入札価格の低い方から6割を抽出し、その平均価格を最低制限価格とする。

※品質確保のため

【見直しの経緯】

平成23年10月28日(金) 第1回入札調査委員会

- ・工事内訳書の点検結果報告および最低制限価格制度の検証結果報告
- ・見直し案 5案を提示

平成23年11月10日(木) 第2回入札調査委員会 入札のスタートは、11/29(火)

- ・見直し案のメリット・デメリットなどを踏まえ審議
- ・新制度の決定

資料 2

(2) 病院再編統合の進捗状況について

1. 再編統合までの予定

- ①三重県が、地域医療再生基金額を桑名市へ提示 (H23. 11. 1)
- ②三重県が、地域医療再生計画を国へ再提出 (H23. 11. 4)
- ③桑名市、桑名市民病院、山本総合病院の3者による基本合意書の締結
- ④市議会へ平成23年度中に必要な再編統合に係る関係費用及び関連議案の上程 (議会)
- ⑤桑名市民病院、山本総合病院の2者による事業譲渡契約書の締結
- ⑥中期目標及び中期計画の変更 (評価委員会の意見聴取を含む) ⇒その後(議会)
- ⑦再編統合 (H24. 4. 1) ✓

2. 平成22年度地域医療再生臨時特例交付金 (拡充分)

地域医療再生臨時特例交付金は、施設整備・設備整備、医師等の確保や人材育成のために活用する交付金であり、基本額と加算額からなる。基本額は、都道府県の地域医療再生計画で定める医療の課題解決のために必要な事業に対し、各都道府県へ均等に支援される。また、加算額は、高度・専門医療機能を担う医療機関の建替え・増改築などを伴う大規模事業に加算される。

(1) 国の地域医療再生臨時特例交付金の概要

- ①都道府県 (三次医療圏) の策定する地域医療再生計画に基づく事業に対し、最大 120 億円 (基本額 15 億円、加算額 105 億円) が支援される。
- ②予算総額としては、2,100 億円 (基本額 15 億円×52 地域、加算額 1,320 億円) で、加算額については、震災後の被災 3 県の調整により 1,005 億円となる。
- ③各都道府県49医療圏からの要望により、交付金のうち加算額の総額は、2,190億円である。
- ④各都道府県49医療圏からの要望は、予算総額を上回り、加算額の超過額は、1,185億円である。

(2) 三重県地域医療再生計画 (拡充分) (案) の申請額

- ①三重県は、国へ事業総額として105億7,529万1千円を申請しており、その内訳としては、基礎額15億円、加算額が90億7,529万1千円である。
- ②国からの内示額は、59億7,955万2千円であり、その内訳としては、基礎額15億円、加算額が44億7,955万2千円である。

(3) 桑名市基金額（上限額）

- ①三重県から桑名市への基金額として、基礎額1億円を含め、26億6,671万3千円が配分された。

3. 基本合意書の概要

(1) 目的

- ・関係機関と連携して、救急医療、高度医療及び小児周産期医療をはじめとした安全で良質な医療を提供し、住民の健康の維持及び増進に寄与する。

(2) 統合後の地方独立行政法人の名称

- ・桑名市総合医療センター

(3) 医療法人山本総合病院から譲渡される資産

- ・土地、建物、医療機器、棚卸資産、営業権

(4) 病院事業を継続するための資産

- ・職員用立体駐車場差入保証金、看護師修学資金

(5) 譲渡日

- ・平成24年4月1日

(6) 職員の雇用関係

- ・地方独立行政法人桑名市民病院は、医療法人山本総合病院の職員を承継する。
- ・労働協約及び就業規則類は、原則として譲渡日をもって地方独立行政法人桑名市民病院の制度を適用する。
- ・医療法人山本総合病院は、職員が退職することにより生じる退職金及び賞与を負担し、地方独立行政法人桑名市民病院は、それを引き継ぐ。